

# 医療法人くさの実会

看護職員になるための  
奨学資金・生活支援貸付金 手引書

医療法人 くさの実会

病院(精神科・心療内科) 光ヶ丘保養園

介護老人保健施設 リバーサイド春圃

訪問看護ステーションリバーサイド春圃

## 目次

- 1.目的
- 2.貸付対象者
- 3.用語
- 4.おおまかな流れ
- 5.医療法人くさの実会について
- 6.奨学資金・生活支援貸付金および貸付額
- 7.償還免除
- 8.償還
- 9.奨学資金・生活支援貸付金貸付申請手続き
- 10.貸付の停止
- 11.貸付の取り消し・終了
- 12.必要な届け出
- 13.看護師・准看護師を養成する学校又は施設を卒業した後の流れ
- 14.連絡先及び書類送付先
- 15.主な報告・提出書類一覧表

## 1. 目的

将来、医療法人くさの実会が運営する病院又は介護老人保健施設等に従事しようとする方に、奨学資金・生活支援貸付金の貸付けを行うことを目的とするものです。

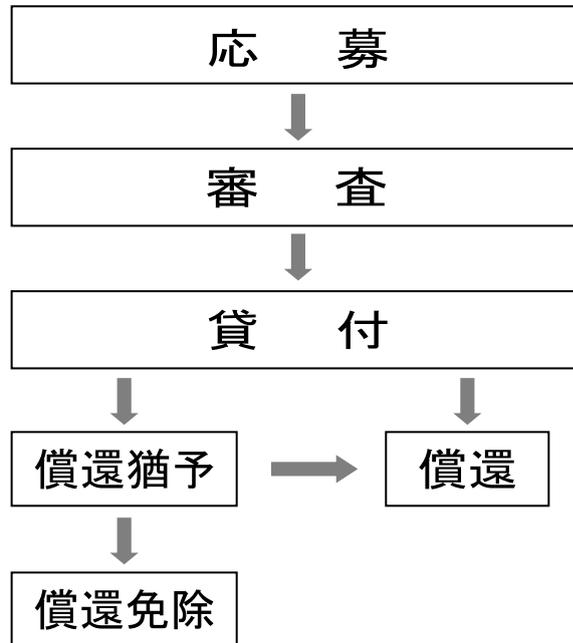
## 2. 貸付対象者

奨学資金・生活支援貸付金の貸付けを受けることができる方は、看護師・准看護師を養成する学校又は施設に入学又は在学する方で、医療法人くさの実会が運営する病院又は介護老人保健施設等に従事しようとする意思がある方です。

## 3. 用語

看護職員	看護師および准看護師。
奨学資金	奨学金として貸付けるお金。
生活支援貸付金	生活支援のために貸付けるお金。
養成施設	看護職員となるための学校・養成所。
業務に従事	看護職員として、当医療法人くさの実会が運営する病院又は介護老人保健施設等(以下「法人機関」という。)に勤務している状態のこと。
償還	奨学資金・生活支援金を返済すること。
償還免除	奨学資金の返済義務を消滅させること。(償還しなくても良いということ)
償還猶予	奨学資金の返済を一定の期間延期すること。(償還を猶予ということ)

#### 4. おおまかな流れ



#### 5. 医療法人くさの実会について

医療法人くさの実会は宮城県気仙沼市において、光ヶ丘保養園(病院 精神科・心療内科263床)、リバーサイド春園(介護老人保健施設 入所定員100名、通所ケア40名)、訪問看護ステーションを運営している法人です。

また、猪苗代病院(医療法人順化会)、特別養護老人ホーム春園苑(社会福祉法人春園会)と連携しており、関連グループ全体として、急性期から慢性期の医療、在宅サービスに至る介護、福祉分野まで、より高いサービスを近隣地域の皆様へ提供しうよう努めております。

#### 6. 奨学資金・生活支援貸付金および貸付額

当法人から借り受けることができる制度には2種類あります。1つは将来一定の条件を満たした場合に償還が免除される奨学資金、もう1つは一定の年限で返済していただく生活支援貸付金です。

奨学資金	入学金、授業料および実習費の相当額またはその範囲内の額	条件クリアで償還免除
生活支援貸付金	月額30,000円以内	一定の年限で返済

## 7. 償還免除

この貸付金が奨学資金の場合

免許取得後、当法人機関で3年間以上、業務に従事した場合に、理事会で決定。償還が免除されます。

## 8. 償還

(1)この貸付金が奨学資金の場合

看護師・准看護師を養成する学校又は施設を卒業した後、1年以内に免許が取得できなかった場合、免許取得後、当法人機関で業務に従事しなかった場合、業務に従事したが3年未満の勤務期間で、当法人機関を退職する場合、【11. 貸付の取り消し・終了】を受けた場合は、貸付金全額に対して、年2パーセントの金利を乗せて一括で返済しなければなりませんので注意してください。

(2)この貸付金が生活支援貸付金の場合

看護師・准看護師を養成する学校又は施設を卒業した後、当法人機関で業務に従事した場合は、一括もしくは分割にて償還するものとします。分割の場合は、3年間は無利子、4年以上の場合は4年目以降の貸付金残額に対して、年2パーセントの金利を乗せて返済しなければなりません。

ただし、【11. 貸付の取り消し・終了】を受けた場合、看護師・准看護師を養成する学校又は施設を卒業した後、当法人機関で業務に従事しなかった場合、当法人機関を退職する場合は、貸付金残額に対して、年2パーセントの金利を乗せて一括で返済しなければなりませんので注意してください。

(3)この貸付金が奨学資金・生活支援貸付金の場合

災害その他やむを得ない事由があると認められたときは、奨学資金・生活支援貸付金ともに償還を猶予又は免除等する場合があります。

## 9. 奨学資金・生活支援貸付金貸付申請手続き

書類提出(郵送または持参) ⇒ 面接日時の通知  
⇒ 当法人内で面接 ⇒ 貸付可否の通知

これから看護師・准看護師を養成する学校又は施設に入学又は在学する方で、貸

付を受けようという皆さんは、以下の書類を当法人の事務局【14. 連絡先及び書類送付先】に提出してください。

- ①奨学資金貸付申請書 又は生活支援貸付金貸付申請書
- ②履歴書(写真貼付)
- ③保証書

なお、必要な提出書類は【15. 主な報告・提出書類一覧表】をご覧ください。

## 10. 貸付の停止

在学中に休学した場合は、その期間中は貸付を停止します。

## 11. 貸付の取り消し・終了

次の場合は途中で貸付を取り消します。

- ① 奨学資金・生活支援貸付金の貸付を受けることを辞退したとき
- ② 傷病等のため復学の見込みがなくなると認められるとき
- ③ 学業成績の低下や素行の悪化により、修業の見込みがなくなると認められるとき
- ④ 【12. 必要な届け出】に記載する必要な届け出を怠ったとき

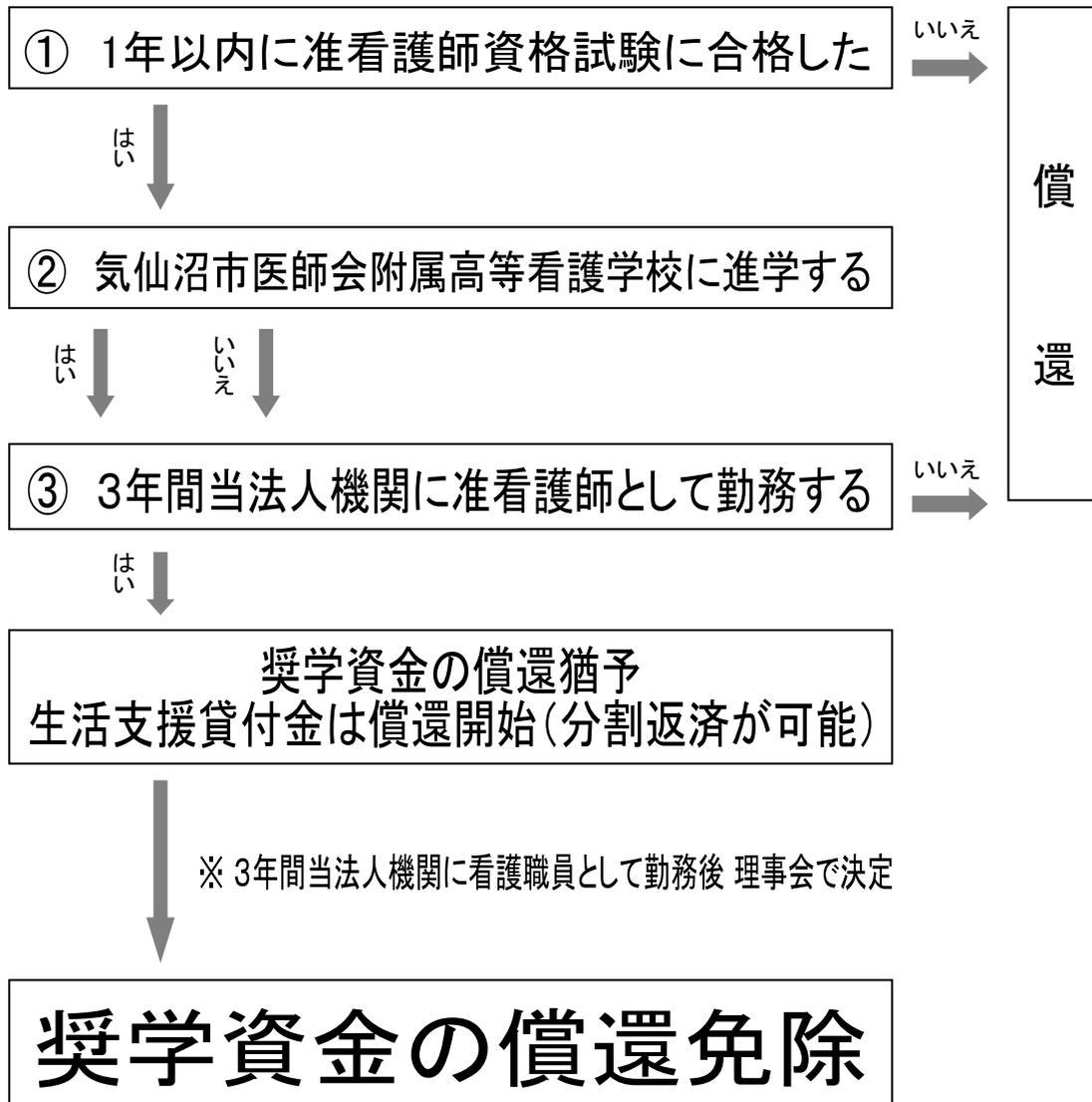
## 12. 必要な届け出

次の場合は、すみやかに届け出なければなりません。

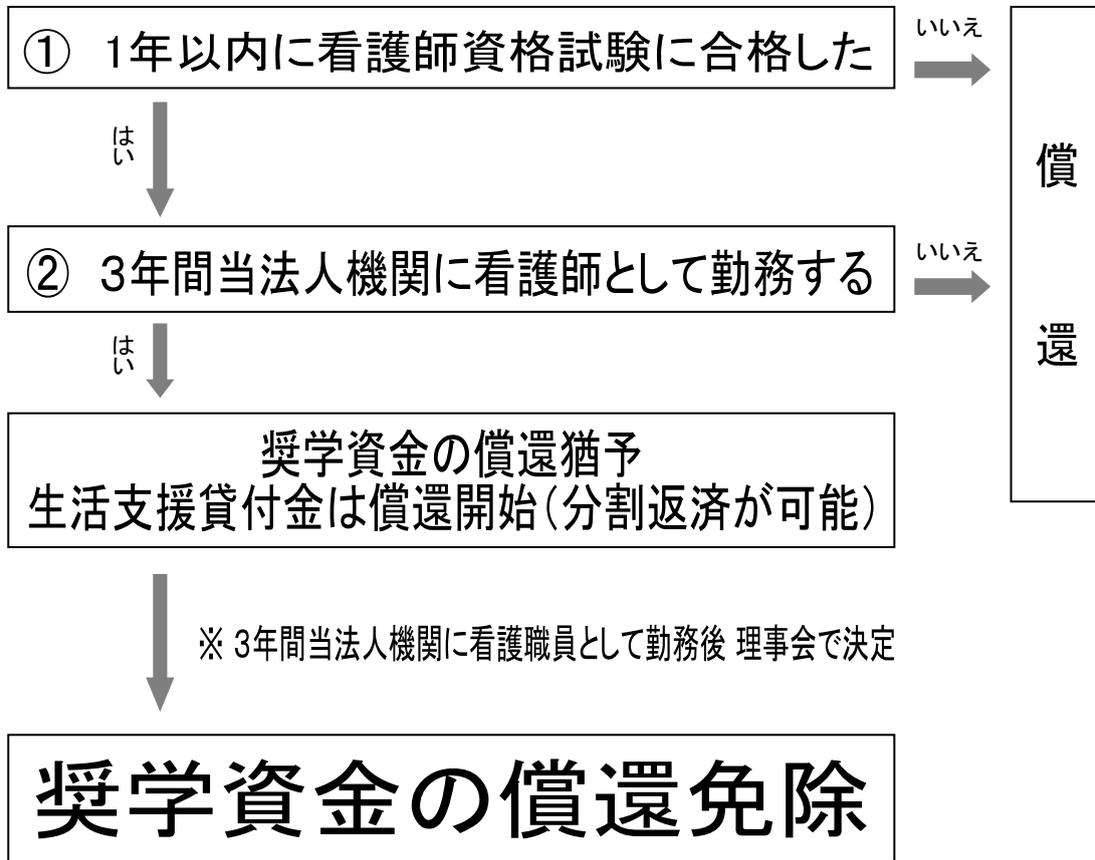
- ① 住所や氏名が変わったとき
- ② 連帯保証人の住所、氏名が変わったとき
- ③ 連帯保証人の死亡等により、連帯保証人を変更するとき
- ④ 借り受け人が死亡したとき、保証人による連絡が必要
- ⑤ 休学、復学、転学又は退学したとき
- ⑥ 停学その他処分を受けたとき

### 13. 看護師・准看護師を養成する学校又は施設を卒業した後の流れ

例1) 気仙沼市医師会附属准看護学校卒業



例2) 気仙沼市医師会附属高等看護学校卒業



14. 連絡先及び書類送付先

医療法人 くさの実会 事業部

〒988-0813 宮城県気仙沼市浪板140

電話 0226-22-6920

F A X 0226-23-1140

E-mail : hikari32@poppy.ocn.no.jp

※新しく貸付を受けようとする方々および貸付を受けた方々には、この制度の趣旨を正しく理解され、在学中はもとより卒業後も償還、猶予および免除等の関係手続きがありますので、この手引をよく読んで手続きを怠らないようにしてください。疑問な点、質問等がある場合は、当法人の事業部までご連絡ください。

15. 主な報告・提出書類一覧表

	区分	報告・提出する書類
申請時	奨学資金・生活支援貸付金の貸し付けを希望するとき	① 奨学資金貸付申請書 (様式第1)
		② 生活支援貸付金貸付申請書 (様式第1)
		③ 保証書 (様式第2)
		④ 履歴書
奨学資金・生活支援貸付金を借りている時	継続して奨学資金・生活支援貸付金の貸付を希望するとき	上記 ①～④の書類
	住所・氏名等が変更になったとき	報告
	休学・復学・転学又は退学したとき	報告
	停学その他処分を受けたとき	報告
	保証人の住所若しくは氏名に変更があったとき	保証書(様式第2)
	保証人が死亡したとき	保証書(様式第2)
卒業時	高等看護学校に進学したとき	報告
卒業後	1年以内に免許を取得できなかったとき	報告